

刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な市街地の形成を確保するとともに、生活環境の向上を図るため、後退用地の寄附を行う場合又は市が後退用地を買収する場合の測量、分筆の登記又は建築物等の撤去（以下「後退用地の測量等」という。）をするものに対し交付する刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後退道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により市長が指定した道路及び市長がこの要綱を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満の道路をいう。
- (2) 後退線 建築基準法第42条第2項の規定の例により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 後退道路と後退線の間に介在する土地をいう。
- (4) 建築物等 建築物及びこれに付随する門、塀、擁壁、樹木等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、後退用地の所有者で、後退用地の測量等をするものとする。ただし、当該後退用地の測量等に係る市の他の補助金等の交付等を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、後退用地の測量等に必要となる経費のうち、別表に定める区分に従い算定した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、後退用地の寄附等に関する補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、後退用地の寄附等に関する補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請書を提出したものに通知するものとする。

2 前項の規定による決定に当たり、後退用地に抵当権、地上権、賃借権等が設定されている場合は、第9条の規定による実績報告を行う日までにこれを抹消することを条件とする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとする場合は、後退用地の寄附等に関する補助金交付変更承認申請書（様式第3号。以下「承認申請書」という。）に変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、後退用地の寄附等に関する補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により当該承認申請書を提出したものに通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、後退用地の測量等が完了したときは、速やかに後退用地の寄附等に関する補助金交付実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助率	補助限度額
測量又は分筆の登記に要した経費	寄附を行う場合	10分の10 50万円
	市が買収する場合	10分の10 25万円
建築物等の撤去に要した経費	寄附を行う場合	10分の10 10万円
	市が買収する場合	10分の10 10万円
	市が路線として連続して買収する場合	10分の10 50万円